

■ 4条1項11号

不服 2022-005723

<本願商標>

「ちんちくりん」(標準文字)

第30類「調味料、穀物の加工品、ぎょうざ、しゅうまい、すし、たこ焼き、弁当、ラビオリ、お好み焼、アイスクリーム用凝固剤、家庭用食肉軟化剤、ホイップクリーム用安定剤、食品香料(精油のものを除く。)、茶、コーヒー、ココア、菓子(果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。)、パン、サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ、香辛料、アイスクリームのもと、シャーベットのもと、コーヒー豆、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、即席菓子のもと、パスタソース、食用酒かす、食用グルテン、食用粉類」及び第43類「飲食物の提供」

※補正後の指定商品及び指定役務

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>



引用商標1:

第42類「山菜料理・かに料理・肉料理・その他の日本料理を主とする飲食物の提供」

引用商標2: 「珍竹林」(標準文字)

第29類「冷凍果実、冷凍野菜、肉製品、加工水産物、加工野菜及び加工果実、めんま、たけのこの加工品、野菜を主材とする惣菜、豆」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を入れています。

(1) 本願商標

本願商標は、・・・、「ちんちくりん」の文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、「背が低いこと。また、そのさま。」等の意味（「大辞泉 第二版」株式会社小学館）を有する語として一般に親しまれているものである。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「チンチクリン」の称呼及び「背が低いこと」の観念を生じるものである。

(2) 引用商標

引用商標1は、・・・、ややデザイン化された「珍竹林」の文字を横書きしてなり、引用商標2は、・・・、「珍竹林」の文字を標準文字で表してなるところ、両文字は、辞書等に載録された成語ではないものの、「珍」の文字は、「めずらしいこと。また、そのさまや、そのもの。」等の意味を、「竹林」の文字は、「竹の林。竹やぶ。」の意味（いずれも前掲書）を有する、それぞれごく親しまれた漢字であり、3文字程度の漢字を組み合わせた単語について、その構成文字から意味を理解することも通常のことであるから、「珍竹林」の文字は、「珍」と「竹林」から生じる意味を組み合わせた、「珍しい竹の林」程の漠然とした意味合いを連想、想起させ得るものである。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「チンチクリン」の称呼が生じ、「珍しい竹の林」程の観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否

本願商標と引用商標とを比較すると、外観については、上記(1)及び(2)のとおり構成からなるところ、その全体の構成において、文字種及び文字数が相違し、顕著な差異を有するものといえるから、両商標は、外観上、明確に区別できる。

そして、称呼については、両商標から共通の称呼「チンチクリン」が生じるものの、観念については、本願商標は「背が低いこと」の観念を生じるのに対し、引用商標は「珍しい竹の林」の観念を生じることから、両商標は、観念上、相違する。

そうすると、本願商標と引用商標とは、称呼を共通にするとしても、外観において明確に区別でき、観念において相違するから、両者の外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、非類似の商標といえるべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、その指定商品及び指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号には該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「ちんちくりん」と引用各商標「珍竹林」は、称呼を共通にするとしても、外観において明確に区別でき、観念において相違するから、両者の外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両者は、非類似の商標というべきである、と判断されました。

まず、本審決に接して、個人的に抱いた第一印象は、「**これでも非類似なのか！？**」という驚きでした。

引用各商標「珍竹林」の読みをひらがなで表記すれば、「ちんちくりん」がごく自然でしょう。そうすると、商標権者としては、「珍竹林」を商標登録しておけば、当然にひらがな表記の「ちんちくりん」を使用することには問題ないはずだと考えるのが普通でしょうし、まさかこれを他者に商標登録されるとは夢にも思わないのではないのでしょうか。商標登録の専門家である弁理士であっても、多くの者はこのように考えるであろうと思います。

しかし、本願商標「ちんちくりん」が商標登録されることによって、今後、引用各商標の商標権者は、(理屈としては) ひらがな表記の「ちんちくりん」を自由に使用できないということになるわけですので、まさに青天の霹靂でしょう。さすがに事業を継続する上で、この影響は大きいのではないかと予想されます。

本審決で両商標が非類似とされた要因の一つとしては、観念の相違が考えられそうです。ただ、引用各商標「珍竹林」から「珍しい竹の林」といった観念が生じるとされている点については、個人的には甚だ疑問です。

また、あくまでざっくり調べただけですが、インターネット上の情報によると、「ちんちくりん」の語源には諸説あるものの、昔の時代の書籍等には、これを「珍竹林」という当て字で表記したものもあるそうです。もしも、そのような事実が多数確認できるのであれば、結局のところ、「ちんちくりん」と「珍竹林」は、同じ意味合いを有する(=観念が同一)という考え方もあり得たかもしれません。

いずれにしても、本事件のような審決が出ると、(もちろんケースにもよるでしょうが)漢字商標を使用している事業者は、それだけを商標登録するだけでは事業を展開する上で十分ではない可能性があるということに注意が必要だと言えそうです。我々弁理士としても、クライアントに対して、ひらがな表記についての商標登録も、追加でご提案せざるを得なくなってしまうます。

ところで、少し前に出た審決(不服 2021-002316)で、本願商標「仙令」と引用商標「せんれい」の類否が争われたものがあります。

こちらの事件では、両商標は「観念において比較できないものの、両者の類否判断において重要な役割を果たす称呼を共通にするものであり、その外観における差異が称呼の共通性を凌駕するものとはいえない」として、最終的に「類似する」と判断されています。

両商標から特定の観念が生じないという点で本事件とは異なりますが、漢字とひらがなの文字種を変更したにすぎない商標の類否については、このような判断がやはり妥当であり、本審決も同様の結論で良かったのではないかと、個人的には考えます。

(弁理士 永露 祥生)

< 2022年8月4日 >